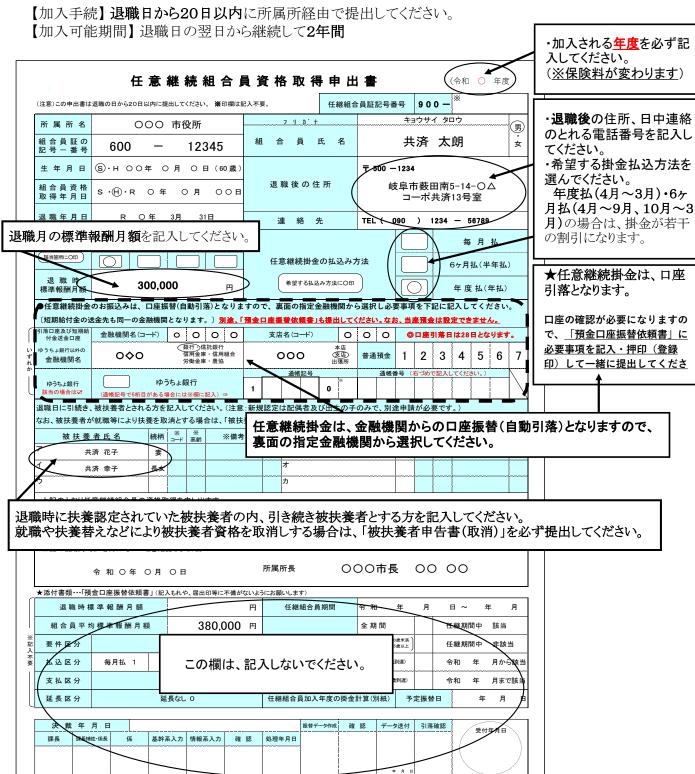
任意継続組合員資格取得申出書

退職後も、引き続き共済組合の「短期給付」「保健事業」の適用を希望するときに提出してください。 任意継続掛金を払い込むことにより、在職中と同様の医療給付(休業給付は除く)及び保健事業(特定健診や人間ドック助成、契約施設の宿泊助成など)が受けられます。

【加入資格】退職日までに引き続き「1年と1日」以上組合員であった方(派遣職員期間も含む) ※令和4年10月に切り替わった「短期組合員」は、協会けんぽであった期間も組合員期間とみなします。



【添付書類】・預金口座振替依頼書【資一13】